

## 令和 8 年第 3 回小城市議会定例会提案理由 (令和 8 年 9 月 1 日開会)

令和 8 年第 3 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案いたしております議案について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案第 66 号 令和 8 年度小城市一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

これは、「令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告」の更正の請求に伴い、個人住民税の変更が生じたことから、市税の還付金・還付加算金を補正したものでございます。

歳入歳出それぞれ 2,536 万 7 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 259 億 814 万円といたしました。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 8 月 17 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、条例議案について御説明申し上げます。

議案第 67 号 小城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方自治法施行規則が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 68 号 小城市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、平均寿命が男女ともに 80 歳を超えていることから、本条例の趣旨に合致するよう祝金の額及び対象者を見直すため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 69 号 小城市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及び小城市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、市民の利便性の向上を図るため、医療機関等の窓口で提示している紙の受給資格証に加えて、マイナンバーカードによる資格の確認ができる環境を整備することに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 70 号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 71 号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、契約関係議案について御説明申し上げます。

議案第 72 号 工事請負契約の締結について申し上げます。

この工事は、令和８年度 小城市芦刈地域交流センター多目的ホールほか改修工事で、老朽化した多目的ホール等について、地域交流等の拠点としての機能を維持向上するため、改修を行うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は、２億 7,995 万円、契約の相手方は、エグチ・ビルド・シグマ建設共同企業体 代表者 株式会社エグチ・ビルド 代表取締役 <sup>いわさき</sup>岩崎 <sup>ゆう</sup>優 でございます。

工期は、議会議決の日から令和９年９月 22 日までを予定しております。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、決算関係議案について御説明申し上げます。

議案第 73 号 令和 7 年度小城市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入は、予算現額 293 億 1,709 万 4,749 円  
に対しまして、

- ・ 調 定 額                    289 億 1,965 万 7,374 円
- ・ 収 入 済 額                288 億 1,972 万 4,332 円
- ・ 不 納 欠 損 額                    186 万 5,299 円
- ・ 収 入 未 済 額                    9,806 万 7,743 円

となっております。

収入未済額の主な内容は、

- ・ 市 税                                8,689 万 6,191 円
- ・ 諸収入                              1,021 万 4,890 円

などでございます。

市税の収納率は、前年度比でマイナス 0.1  
ポイントの 98.3%となっております。

歳出は、予算現額 293 億 1,709 万 4,749 円  
に対しまして、支出済額が 282 億 8,819 万  
6,900 円となっております。

歳入歳出差引額は、5 億 3,152 万 7,432 円  
でございます。

次に、議案第 74 号 令和 7 年度小城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入は、予算現額 51 億 3,411 万 7 千円に對しまして、

|          |                      |
|----------|----------------------|
| ・調 定 額   | 52 億 9,552 万 8,703 円 |
| ・収 入 済 額 | 51 億 6,015 万 3,463 円 |
| ・不納欠損額   | 344 万 2,888 円        |
| ・収入未済額   | 1 億 3,193 万 2,352 円  |

となっております。

歳出は、予算現額 51 億 3,411 万 7 千円に對しまして、支出済額が 49 億 7,251 万 9,567 円となっております。

歳入歳出差引額は、1 億 8,763 万 3,896 円でございます。

次に、議案第 75 号 令和 7 年度小城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入は、予算現額 7 億 8,238 万 2 千円に對

しまして、

|             |                     |               |
|-------------|---------------------|---------------|
| ・ 調 定 額     | 8 億                 | 13 万 2,555 円  |
| ・ 収 入 済 額   | 7 億 9,749 万 7,340 円 |               |
| ・ 不 能 欠 損 額 |                     | 44 万 9,262 円  |
| ・ 収 入 未 済 額 |                     | 218 万 5,953 円 |

となっております。

歳出は、予算現額 7 億 8,238 万 2 千円に対しまして、支出済額が 7 億 8,124 万 6,486 円となっております。

歳入歳出差引額は、1,625 万 854 円でございます。

次に、議案第 76 号 令和 7 年度小城市病院事業清算特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入は、予算現額 21 億 8,901 万円に対しまして、

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| ・ 調 定 額   | 21 億 8,900 万 9,356 円 |
| ・ 収 入 済 額 | 21 億 8,900 万 9,356 円 |

となっております。

歳出は、予算現額 21 億 8,901 万円に対しまして、支出済額が 21 億 8,647 万 4,817 円となっております。

歳入歳出差引額は、253 万 4,539 円でございます。

次に、議案第 77 号 令和 7 年度小城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について申し上げます。

令和 7 年度の業務量は、

- ・ 給 水 戸 数 7,485 戸
  - ・ 年間有収水量 157 万 8,339 立方メートル
  - ・ 有 収 率 83.89%
- となっております。

収益的収入及び支出につきましては、

- ・ 営業収益 2 億 7,194 万 1,328 円
- ・ 営業費用 2 億 9,592 万 5,172 円
- ・ 営業損失 2,398 万 3,844 円

|         |                 |
|---------|-----------------|
| ・ 営業外収益 | 1,491 万 4,990 円 |
| ・ 営業外費用 | 233 万 5,239 円   |
| ・ 営業外利益 | 1,257 万 9,751 円 |

となっております。

営業損失と営業外利益を合わせますと、当年度は、純損失 1,140 万 4,093 円となり、赤字決算となります。

資本的収入及び支出につきましては、

|         |                     |
|---------|---------------------|
| ・ 資本的収入 | 1 億 226 万円          |
| ・ 資本的支出 | 2 億 4,402 万 1,258 円 |

となっております。

利益の処分につきましては、令和 6 年度までの繰越利益剰余金 1 億 3,619 万 2,917 円から、令和 7 年度の純損失 1,140 万 4,093 円を差し引いた 1 億 2,478 万 8,824 円が、令和 7 年度の未処分利益剰余金となり、これを繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、議案第 78 号 令和 7 年度小城市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について申し上げます。

令和 7 年度の業務量は、

- ・ 接 続 戸 数 8,934 戸
- ・ 年間有収水量 198 万 7,107 立方メートル
- ・ 有 収 率 91.7%

となっております。

収益的収入及び支出につきましては、

- ・ 営業収益 3 億9,685 万 2,881 円
- ・ 営業費用 13 億4,189 万 2,467 円
- ・ 営業損失 9 億4,503 万 9,586 円

一般会計繰入金を含む、

- ・ 営業外収益 15 億2,184 万 6,908 円
- ・ 営業外費用 2 億 813 万 8,811 円

これに営業損失を合わせ、

- ・ 経 常 利 益 3 億6,866 万 8,511 円

となっております。

経常利益に

・特別利益 11 万 7,890 円

・特別損失 37 万 9,015 円

を合わせ、

・純利益 3 億 6,840 万 7,386 円

となっております。

資本的収入及び支出につきましては、

・資本的収入 6 億3,008 万 8,200 円

・資本的支出 14 億2,429 万 7,665 円

となっております。

利益の処分につきましては、令和 6 年度までの利益剰余金 2 億 162 万 7,359 円に純利益 3 億 6,840 万 7,386 円を加え、令和 7 年度未処分利益剰余金は、5 億 7,003 万 4,745 円となっております。

このうち、3 億 7,979 万 7,310 円を資本金へ組入れ、残りの 1 億 9,023 万 7,435 円を繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

議案第 79 号 令和 8 年度小城市一般会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 5,142 万 2 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 260 億 5,956 万 2 千円とするものでございます。

この主な要因は、6 月補正予算編成後の情勢の推移に対応するため、早急に措置を要するものについて補正を行うこととしたものです。

第 2 表 地方債補正につきましては、「農業排水施設維持管理事業」及び「避難所体育館等空調整備事業」を追加するものでございます。

補正の主なものについて申し上げます。

## 第 2 款 総務費

「防犯カメラ設置事業」につきましては、地域の防犯意識を高めるとともに、犯罪を抑

止し、安全・安心に暮らせる環境づくりを推進するため、小中学校敷地内への防犯カメラの設置に続き、公共施設の敷地内に外向け防犯カメラを設置することとしています。

### 第 3 款 民生費

「障害者福祉総務費」「子どもの医療費助成事業」及び「ひとり親家庭等医療費助成事業」につきましては、市民の利便性の向上を図るため、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）を医療費助成の受給資格証として利用できる環境を整えることとしています。

### 第 4 款 衛生費

「エアコン購入支援事業」につきましては、物価高騰の影響を受けている市民に対し、電気料金の負担軽減を図るとともに、二酸化炭素排出量の削減を推進するため、エネルギー消費性能の優れたエアコンの購入費用の一部

を支援することとしています。

## 第6款 農林水産業費

「米・麦・大豆振興対策事業」につきましては、麦の生産性向上を図るため、県による施肥・防除体系の見直しの指導・助言を受けた生産者に対する支援のうち、佐賀県農業協同組合以外へ出荷する生産者に対して助成することとしています。

「林業振興補助事業」につきましては、物価高騰の影響を受けている林業経営体に対し、経営の安定化を図るため、林業機械等の導入費用の一部を支援することとしています。

「水産振興補助事業」につきましては、複合経営等の漁家経営改善に取り組む団体に対し、機械の導入費用の一部を支援することとしています。

## 第 9 款 消防費

「防災対策事業」につきましては、災害時にドローンを活用し、安全かつ迅速に被災状況を把握できる体制を構築するため、操縦士の資格を有する職員を養成することとしています。

## 第 10 款 教育費

「避難所体育館等空調整備事業」につきましては、災害時に避難所として利用する体育館等の避難所機能の強化と、日常的に利用する生徒の教育環境の向上を図るため、中学校体育館・武道場等の空調整備を進めることとしています。

このほか、過年度事業に係る国・県支出金などの精算に伴う返還金を補正しております。

次に、歳入について申し上げます。

歳入につきましては、額の確定に伴う地方

交付税や事業に伴う国・県支出金、繰越金、市債などのほか、財政調整基金繰入金により財源調整をしております。

次に、議案第 80 号 令和 8 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,763 万 4 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 50 億 1,852 万 5 千円とするものでございます。

補正の主なものにつきましては、歳入では、前年度決算に伴う繰越額の確定による繰越金を、歳出では、県支出金の精算による返還金及び基金積立金をそれぞれ計上しております。

次に、議案第 81 号 令和 8 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ

1,528 万 5 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 9 億 6,698 万 7 千円とするものでございます。

補正の主なものにつきましては、歳入では、前年度決算に伴う繰越額の確定による繰越金を、歳出では、後期高齢者医療保険料広域連合納付金をそれぞれ計上しております。

次に、議案第 82 号 令和 8 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

まず、収入から御説明申し上げます。

収益的収入につきましては、既定の予算に 148 万 7 千円を増額し、補正後の予算の総額を 3 億 3,394 万 9 千円とするものでございます。

これは、主に工事負担金を増額しております。

資本的収入につきましては、補正はございません。

続いて、支出について申し上げます。

収益的支出につきましては、既定の予算に148万7千円を増額し、補正後の予算の総額を3億3,394万9千円とするものでございます。

これは、主に受託工事費、固定資産減価償却費の増額及び収支調整のため、予備費を減額しております。

資本的支出につきましては、補正はございません。

次に、議案第83号 令和8年度小城市下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

まず、収入から御説明申し上げます。

収益的収入につきましては、既定の予算から 959 万 7 千円を減額し、補正後の予算の総額を 19 億 8,297 万 6 千円とするものでございます。

これは、主に前年度決算に伴い、<sup>ちようき</sup>長期  
<sup>まえうけきんれいにゆう</sup>前受金戻入を減額しております。

資本的収入につきましては、既定の予算に 800 万円を増額し、補正後の予算の総額を 11 億 6,057 万 6 千円とするものでございます。

これは、マンホールポンプ及び浄化センター内の機器の突発的な故障による更新工事に伴い、企業債を増額しております。

続いて、支出について申し上げます。

収益的支出につきましては、既定の予算に 579 万 4 千円を増額し、補正後の予算の総額を 16 億 9,168 万 8 千円とするものでございます。

これは、主に前年度決算に伴い、支払利息及び企業債取扱諸費を増額しております。

資本的支出につきましては、既定の予算に421万8千円を増額し、補正後の予算の総額を20億1,334万6千円とするものでございます。

これは、主にマンホールポンプ及び浄化センター内の機器の突発的な故障による更新工事に伴い、管渠改良費及び処理場建設改良費を増額しております。

続きまして、諮問関係議案について御説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

人権擁護委員の井手 美保子氏が、令和8年12月31日をもって任期満了となるため、後任の人権擁護委員として、井手 美保子氏

を再度推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

人権擁護委員の<sup>たなか</sup>田中<sup>やすのり</sup>康教氏が、令和8年12月31日をもって任期満了となるため、後任の人権擁護委員として、<sup>みずさき</sup>水崎<sup>さなえ</sup>早苗氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、報告案件について御説明申し上げます。

報告第7号 令和7年度小城市一般会計継続費精算報告書について申し上げます。

「生涯学習センター再エネ設備等導入事業」につきまして、令和6年度から令和7年度ま

での2か年の継続事業で実施しております。

この事業が、令和7年度に完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

次に、報告第8号 令和7年度一般財団法人小城市スポーツ協会の経営状況について申し上げます。

令和7年度事業報告及び決算並びに令和8年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第9号 債権放棄の報告について申し上げます。

小城市一般会計の債権について、小城市債権管理条例第9条第1項の規定により、債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 10 号 債権放棄の報告について申し上げます。

小城市水道事業水道料金債権について、小城市水道事業給水条例第 32 条の 2 の規定により、債権を放棄しましたので、小城市水道事業給水条例施行規程第 16 条の 2 第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 11 号 専決処分の報告について申し上げます。

令和 7 年 8 月 16 日午前 10 時 30 分頃、市道西町線で相手方車両が駐車場に進入しようと歩道に乗り入れた際、インターロッキングの破損箇所バンパー下部が接触し、車両の一部を損傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 1 号及び第 3 号の規定により、令和 8 年 6 月 24 日付けで専決処分をしております。

次に、報告第 12 号 専決処分の報告について申し上げます。

令和 7 年 5 月 14 日午後 4 時頃、職員が庁舎周辺の除草作業中、剪定くずを運搬する際、駐車中の相手方車両に接触し、車両の一部を損傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 8 年 7 月 17 日付けで専決処分をしております。

次に、報告第 13 号 専決処分の報告について申し上げます。

令和 8 年 5 月 8 日午後 1 時 30 分頃、職員が駐車場敷地内で公用車のドアを開閉する際、強風により相手方車両のドアに接触し、車両の一部を損傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 8 年 7 月 31 日付けで専決処分をしております。

次に、報告第 14 号 専決処分の報告について申し上げます。

令和 8 年 7 月 22 日午前 9 時 35 分頃、職員が小城中学校の敷地内を除草作業中、飛散物が走行していた相手方車両の後部窓ガラスに接触し、車両の一部を損傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 8 年 8 月 17 日付けで専決処分をしております。

報告第 11 号から報告第 14 号までの 4 件につきましては、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしております議案などにつきまして、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。